

障害者総合支援法におけるホームヘルパー従事要件等について（令和7年4月から）

- ・指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを定める件（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）
- ・厚生労働大臣が定める者を定める件（平成18年9月29日厚生労働省告示第548号）

サービス提供者 サービス種別		介護福祉士	実務者研修修了者	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）											重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程） 【注3】	とみなし証明者（各サービスごと） 【注4】	知的障害者・ 【注10】 「注10」 修了者 【注11】	視覚障害者、 全身性障害者、 知的障害者 【注11】	セブンス 立障害者 リハビリ テーション 学科を履 修した者
				居宅介護従業者養成研修課程（1級） 【注1】	旧訪問介護員養成研修修了者（1級） 【注1】	介護職員基礎研修	居宅介護職員初任者研修（旧2級ヘルパー）	介護職員初任者研修	居宅介護従業者基礎研修（旧3級ヘルパー）	居宅介護従業者養成研修課程（3級）	旧訪問介護員養成研修修了者（3級）	行動援護従業者養成研修 【注2】	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）	同行援護従業者養成研修一般課程					
居宅介護	身体介護	○	○	○	○	○	○	○	30%減算	30%減算	30%減算				【注5】	30%減算			
	家事援助	○	○	○	○	○	○	○	10%減算	10%減算	10%減算				10%減算	10%減算			
	通院介助	身体介護 あり	○	○	○	○	○	○	30%減算	30%減算	30%減算				【注5】	30%減算	30%減算		
		身体介護 なし	○	○	○	○	○	○	10%減算	10%減算	10%減算				10%減算	10%減算	10%減算		
	乗降介助	○	○	○	○	○	○	○	10%減算	10%減算	10%減算				10%減算	10%減算	10%減算		
重度訪問介護		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○ 【注6】	○			
行動援護		【注8】	【注8】	【注8】	【注8】	【注8】	【注8】	【注8】				【注7】	【注7】						
同行援護		【注9】	【注9】	【注9】	【注9】	【注9】	【注9】	【注9】	10%減算 【注9】	10%減算 【注9】	10%減算 【注9】			○		10%減算 【注9】	【注11】	○	

- 【注1】 看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者は居宅介護従業者養成研修の1級課程の修了の要件を満たすものとする。
- 【注2】 平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。
- 【注3】 平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。
- 【注4】 「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを都道府県知事が証明した者
- 【注5】 身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者となり、所要時間3時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数を算定、所要時間3時間以上の場合には638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数
- 【注6】 加算対象者に対するサービスの提供については、重度訪問介護従事者養成研修追加課程又は重度訪問介護従業者養成研修統合課程の修了者であることが必要となる。
※加算対象者：重度障害者等包括支援サービス費に規定する利用者の支援の度合に相当する心身の状態にある者
- 【注7】 知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援業務に1年以上（180日以上）従事した者
- 【注8】 **令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日において当該資格を有したうえで知的障害者（児）又は精神障害者の直接支援業務に2年以上（360日以上）従事した者は、行動援護のホームヘルパー要件を満たしているものとする。**
- 【注9】 当該資格を有したうえで視覚障害者・児の福祉に関する事業に直接処遇職員として1年以上（180日以上）従事した者
- 【注10】 平成18年9月30日において、従来の視覚障害者、全身性障害者、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者又は受講中の者であって、平成18年10月1日以降、当該研修を修了した者
- 【注11】 「旧視覚障害者外出介護従業者養成研修」を有したうえで、視覚障害者・児の福祉に関する事業に直接処遇職員として1年以上（180日以上）従事した者